# いわき市津波被災市街地土地利用方針　小名浜地区

## 1. 地区の概要（被災前）

**【地区特性】**

・当該地区は、いわき市中心部より南に約 10km に位置し、津波被災市街地の被災前の人口は、2,171 人、世帯数は 845 世帯となっていました。

**表　各津波被災市街地の人口、世帯数**

| | 走出 | 江名港 | 折戸・中之作 | 永崎 | 下神白 |
|---|---|---|---|---|---|
| 人口（人） | 54 | 334 | 452 | 811 | 520 |
| 世帯数（世帯） | 25 | 136 | 183 | 301 | 200 |

・江名港や中之作港を擁し、水産加工業者も多く、海と密接に結びついた生活や産業が展開されてきました。永崎地区の海岸線は駐車場、親水護岸が整備された市内でも有数の永崎海水浴場で、年間約１１万人（小名浜サンマリーナと合わせた数値）が訪れていました。

**【土地利用特性】**

・各地区とも、海岸線と背後の丘陵に挟まれた地形の中で、住宅や店舗、漁業・水産加工業などの事業所や事業所併用住宅などが高密度に立地していました。

・走出地区は海に面する狭小な斜面地に住宅等が密集立地していました。下神白地区の海岸沿いには県立いわき海星高校があります。

## 2. 被災状況

・走出では全壊（流出）、江名港では一部損壊(床下浸水)、折戸中之作では全壊(撤去、条件付再生)、永崎、下神白では半壊（床上浸水）の割合が高くなっています。

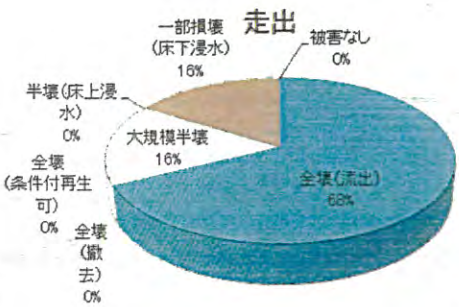


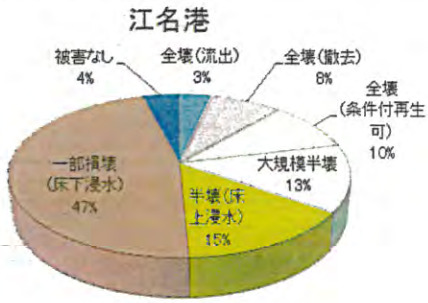


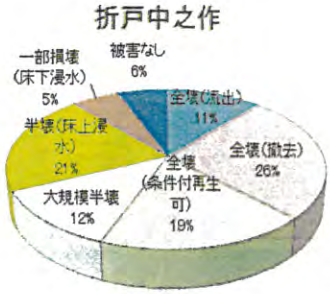

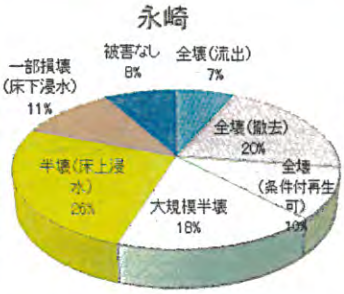

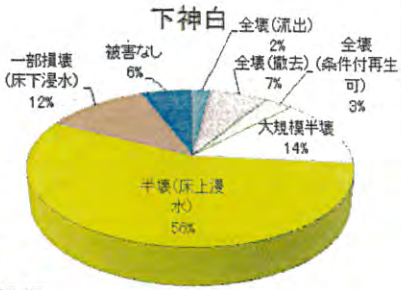


走出地区被災状況　　折戸・中之作地区被災状況

## 3. 被災者意向

**●今後希望する住まいの場所**

・今後希望する住まいの場所は、「被災前と同じ場所」が最も多く、以下、「地区内の安全な場所」と合わせた「現地区内」次いで多くなっています。

・流出家屋が多かった走出地区では、「被災前の地区に近い津波が来ない安全な場所」の希望が最も多く、「市中心部」や「市内ならどこでも」などがこれに次いでいます。

**●復興案を策定していく上で必要な対策**

・復興案を策定していく上で必要な対策は、「今回のような津波が来ても街を守れる十分な強度の防波堤が整備されれば」が最も多く、特に折戸・中之作地区では高率となっています。

・江名港では「日々の買物ができる商店街が整備されれば」の割合が高く、下神白では「津波が来ない安全な高台などに移転できれば」が多くなっています。

※第２回いわき市津波被災市街地復興意向調査結果より

## 4. 地区復興の基本的考え方

**【全体復興の基本的考え方】**

・本地区は、重要港湾小名浜港を擁し市内第二の都市核である小名浜市街地と関係を持ちながら、下神白、永崎、中之作・折戸、江名と連続する被災地区でそれぞれ生活・産業が営まれてきたことから、各地区の特性を尊重した復興を図ります。

・各地区では、それぞれの地形条件などに合わせた安全性確保を図りつつ、住宅と産業機能の再生を進めると同時に、いわき市都市計画マスタープランでも位置づけられた産業・観光・文化・レクリエーションゾーンとしての形成を目指します。

**【土地利用の基本的考え方】**

・各地区の地理的・歴史的・経済的特性を尊重し、被災者意向も踏まえて、それぞれで安全性と良好な居住環境、事業環境や利便性が確保できる土地利用を図ります。

・海岸等の防災対策を前提に、住宅や事業所等の従来に準じた土地利用を目指しますが、被災状況や津波防災緑地等の整備に伴う個々の状況に応じて、一部地域では近隣の安全な場所への移転も含めた復興を検討します。

・住宅再建が困難な被災者向けに、災害公営住宅を整備します。

**【津波防御の基本的考え方】**

・津波防災緑地や海岸道路の整備、海岸・河川の防災対策などのほか、避難地や避難路の指定、避難訓練等によって安全な場所に迅速に避難できる対策など、多重防御による「減災」の考え方を基本とし、地区の安全性の向上を図ります。

## 5. 地区別復興の方針

| | 土地利用の方針 | 防災施設整備の方針 |
|---|---|---|
| 走出 | ・近隣の安全な場所への移転を基本とし、住宅の移転跡地については、自然的土地利用を誘導します。 | ・海岸の防災対策を行います。 |
| 江名港 | ・防災対策等により、市街地の安全性の向上を図ります。<br>・住宅や事業所等は、現位置での復興を基本とします。 | ・港湾の防災対策や道路による内陸側との連絡強化を図ります。<br>・安全な場所に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。 |
| 折戸 | ・住宅地等については、近隣の安全な場所への移転を検討し、一部区域については、津波防災対策等により、市街地の安全性の向上を図りながら現位置での復興を基本とします。<br>・移転跡地については、水産業や関連事業所など、地場産業の復興を目指します。 | ・海岸の防災対策を行います。<br>・安全な場所に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。 |
| 中之作 | ・防災対策等により、市街地の安全性の向上を図ります。<br>・住宅や水産加工業などの事業所は、現位置での復興を基本とします。 | ・港湾の防災対策を行います。<br>・安全な場所に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。 |
| 永崎 | ・防災対策等により、市街地の安全性の向上を図ります。<br>・県道小名浜四倉線より海側の一帯は、海岸道路、津波防災緑地及び駐車場等の配置を検討するとともに、住宅地については、近隣の安全な場所への移転を基本とします。<br>・住宅や事業所等は、現位置での復興を基本とします。 | ・河川、海岸の防災対策を行います。<br>・減災効果を高めるため、海岸道路や津波防災緑地を整備し、災害に強い市街地を目指します。<br>・安全な場所に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。 |
| 下神白 | ・防災対策等により、市街地の安全性の向上を図ります。<br>・住宅や事業所等は、現位置での復興を基本とします。 | ・河川、海岸の防災対策を行います。<br>・安全な場所に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。 |

※ 当該土地利用方針図は現時点で想定されるものであり、今後、被災者や市民の皆様のご意見やご要望、国の制度改正や関係機関との調整を踏まえて決定して参ります。

【走出・江名港】

《土地利用方針》

- 走出地区については、近隣の安全な場所への移転を検討し、住宅の移転跡地については、自然的土地利用を誘導します。
- 江名港周辺地区については、防災対策等により、市街地の安全性の向上を図ります。
- 住宅や事業所等は、現位置での復興を基本とします。

主な取組み

| 主体 | 主な取組み | 備考 |
|---|---|---|
| 県 | ・港湾の防災対策 | |
| 市 | ・防災集団移転（約 25 世帯） | 柱 3 |
| | ・避難路の整備 | |
| | ・江名分遣所の復旧 | |
| | ・江名市民サービスセンター、江名公民館の複合化 | |

## 【折戸・中之作】

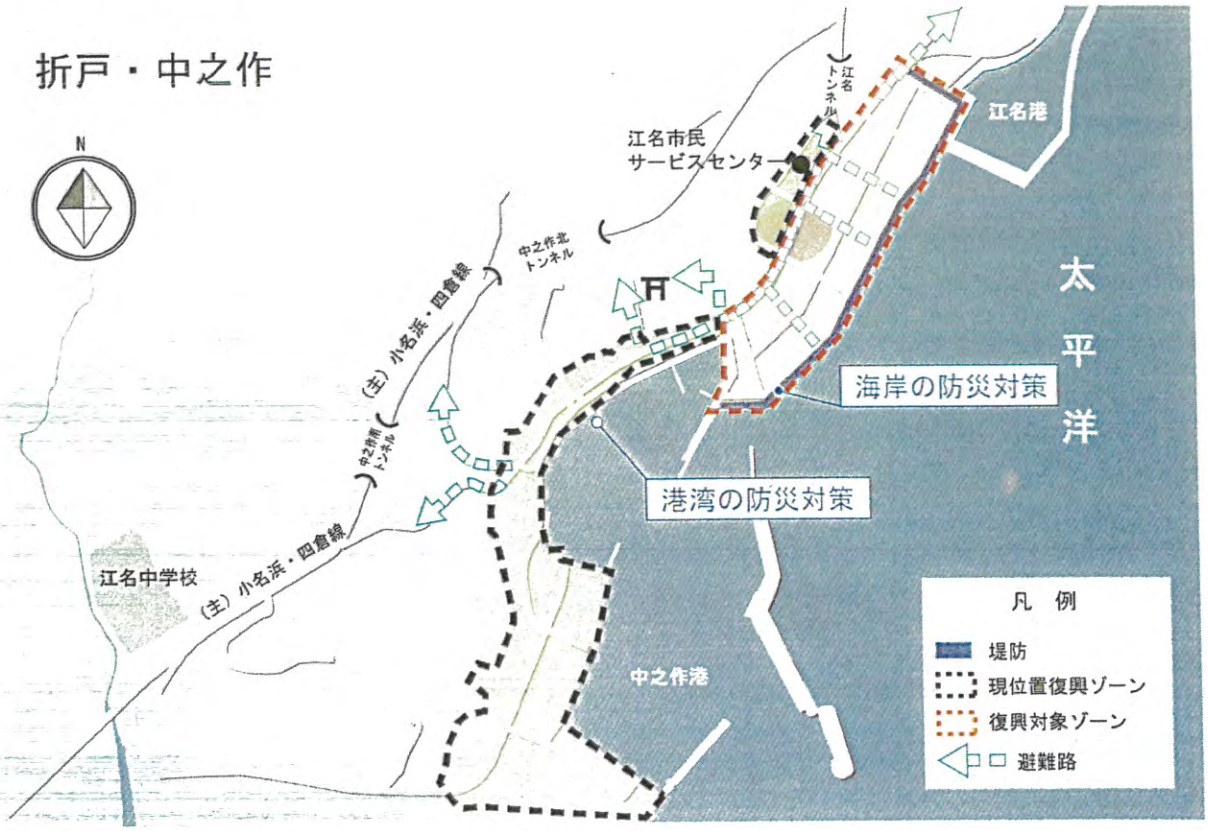


《土地利用方針》

- 折戸地区の住宅地等については、近隣の安全な場所への移転を検討し、一部区域については防災対策等により、市街地の安全性の向上を図りながら現位置で復興することを基本とします。
- 移転跡地については、水産業や関連事業所など、地場産業の復興を目指します。
- 中之作地区については、防災対策等により、市街地の安全性の向上を図ります
- 住宅や水産加工業などの事業所は、現位置での復興を基本とします。

主な取組み

| 主体 | 主な取組み | 備考 |
|---|---|---|
| 県 | ・海岸・港湾の防災対策 | |
| 市 | ・防災集団移転(約 110 世帯) | 柱 3 |
| | ・避難路の整備 | |

## 【永崎】

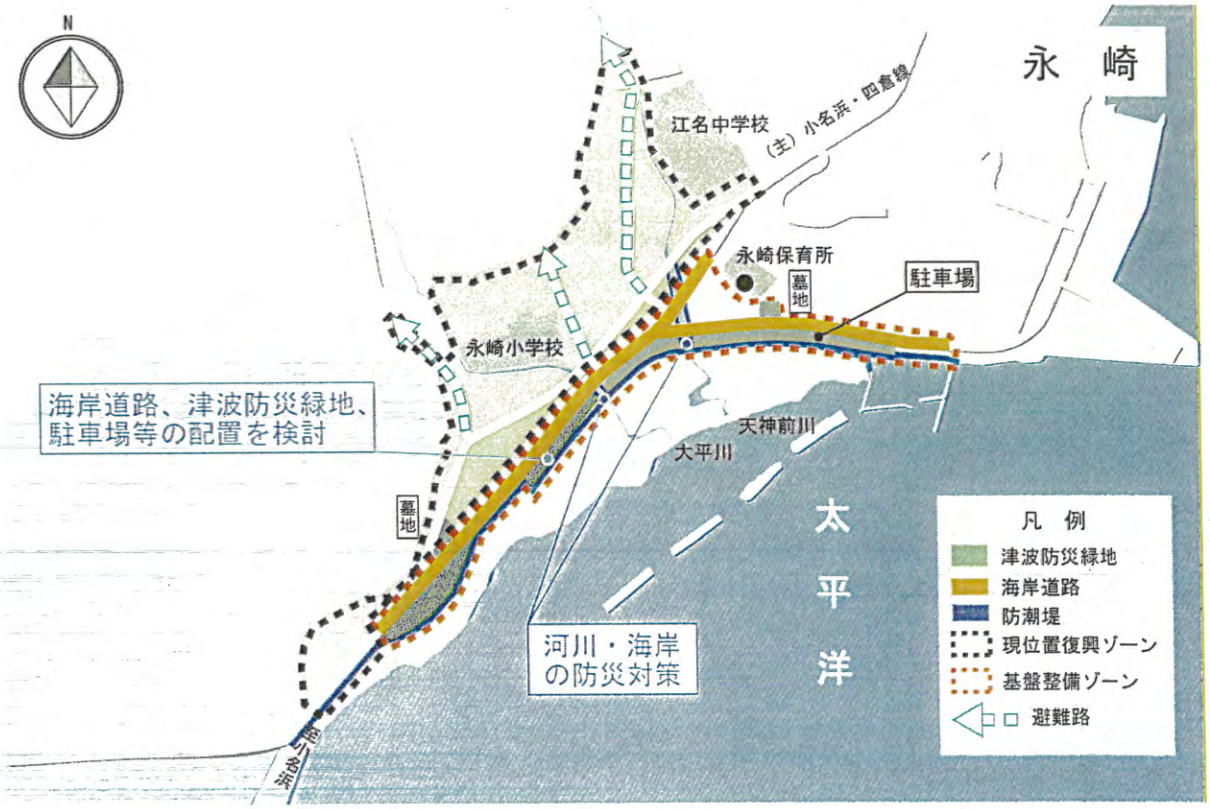


《土地利用方針》

- 防災対策等により、市街地の安全性の向上を図ります。
- 県道小名浜四倉線より海側の一帯は、海岸道路、津波防災緑地及び駐車場等の配置を検討するとともに、住宅地については、近隣の安全な場所への移転を基本とします。
- 上記以外の区域については、住宅や事業所等は、現位置での復興を基本に、安全で快適な市街地の再生を目指します。

主な取組み

| 主体 | 主な取組み | 備考 |
|---|---|---|
| 県 | ・海岸の防災対策 | |
| | ・津波防災緑地整備（約 10 世帯） | 市と連携 |
| 市 | ・河川の防災対策 | |
| | ・避難路の整備 | |
| | ・消防団施設等の復旧（土地利用と合わせあり方検討） | |

## 【下神白】

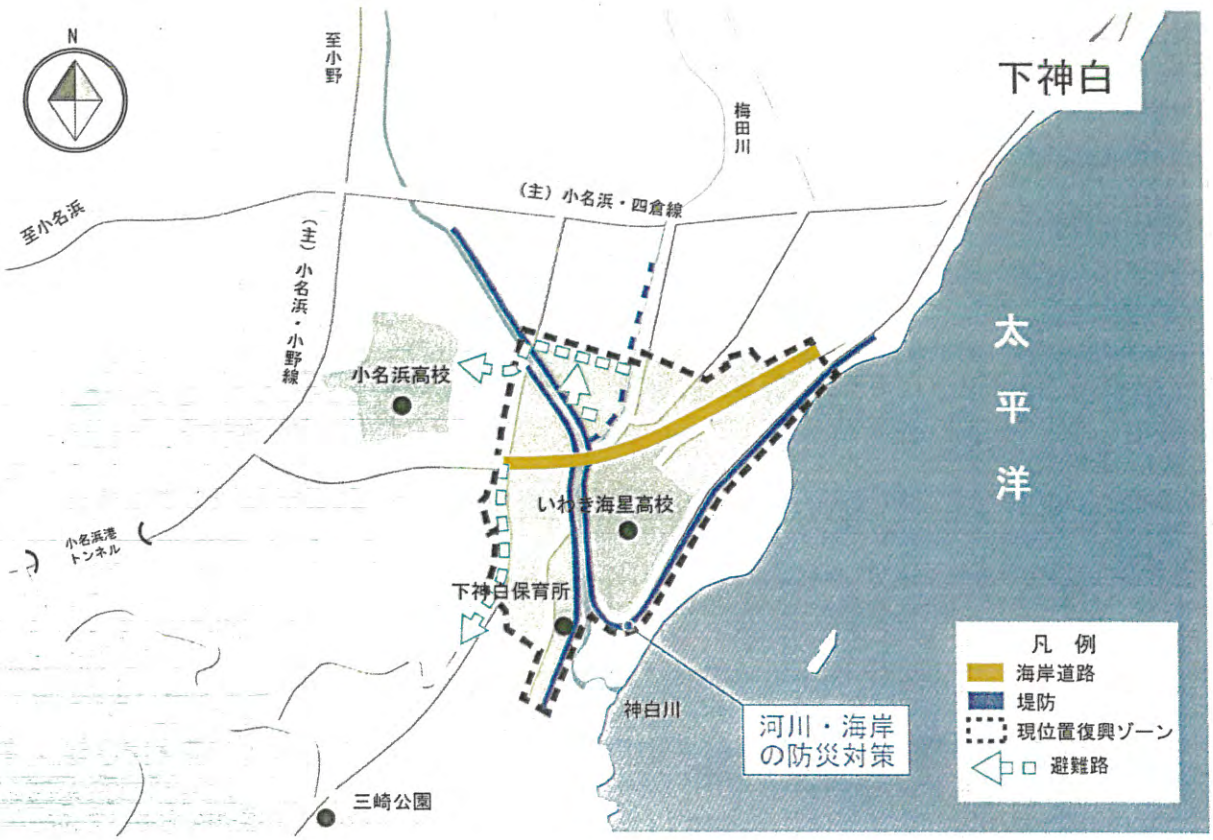


《土地利用方針》

- 防災対策等により、市街地の安全性の向上を図ります。
- 住宅や事業所等は、現位置での復興を基本とします。

主な取組み

| 主体 | 主な取組み | 備考 |
|---|---|---|
| 県 | ・河川・海岸の防災対策 | |
| | ・いわき海星高校の復旧 | |
| 市 | ・河川の防災対策 | |
| | ・避難路の整備 | |